

児童館の指定管理者の選定について

平成26年度末をもって指定期間が満了となる東京都台東区立児童館7館及び新設の(仮称)谷中児童館の平成27年度以降の指定管理者の選定について、「台東区指定管理者制度運用指針」に基づき次のとおり実施する。

1 対象施設、所在地

施設名	所在地	施設内容
千束児童館	千束三丁目20番6号	【施設概要】 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設 児童福祉法第7条、第40条 【事業内容】 幼児タイム、工作、手芸、スポーツ遊び、室内遊び、表現活動等の日常活動、季節行事や野外活動、地域交流行事、異年齢・異世代交流事業等を実施
玉姫児童館	清川二丁目22番13号	
台東児童館	台東一丁目11番5号	
池之端児童館	池之端二丁目3番3号	
松が谷児童館	松が谷四丁目15番11号	
今戸児童館	今戸一丁目3番6号	
寿児童館	寿一丁目4番5号	
(仮称)谷中児童館	谷中五丁目6番5号	

2 現行の指定管理者

名称：社会福祉法人 台東区社会福祉事業団
 所在地：台東区三ノ輪一丁目27番11号
 代表者：理事長 吉住 弘

3 次期指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

4 次期指定管理者の選定について

(1) 選定方法

「台東区指定管理者制度運用指針」3(2)公募によらない選定に該当すること、また、同(4)複合施設等の一括指定に基づき、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、現行の指定管理者を公募によらず、8館同一の指定管理者として選定する。

(2) 理由

児童健全育成においては、保護者をはじめとする地域と連携しながら、児童の見守りや児童を取り巻く課題を解決することが重要であるが、現行の指定管理者は、そうした点で、保護者や地域の関係機関と密接に連携し、その運営実績により、利用者及び地域からの信頼を得ている。

児童福祉法に基づく児童厚生施設である児童館の運営を通じ、区の施策である子育て支援及び児童健全育成を推進するため、幼児タイムや中高生タイム、日曜開放等独自の事業を幅広く展開している。

台東区指定管理者施設管理評価委員会の評価において、利用者の満足度の点で水準以上の高い評価を受けている。

(3) 選定手続き

指定管理者再選定審査会を設置し、事業計画に基づき、管理水準やサービス向上への取り組みなど、指定管理者としての適性を判定する。

審査会の構成

外部の有識者と区職員を委員とする4名体制とする。

- ・施設の設置目的に応じた専門的な見識を有する者 2名
- ・施設利用者、地域住民の代表者等 1名
- ・区職員 1名

審査基準(案)

各施設の設置条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に審査する。

- ・区の求める管理水準の確保
- ・サービス向上への取り組み
- ・運営効率化の取り組み
- ・危機管理、安全確保の取り組み
- ・職員育成の取り組み
- ・児童館の運営方針
- ・児童の健全育成の具体的な取り組み(実績、利用者満足度等)

5 今後のスケジュール

- | | | |
|-------|-----|-----------------------------------|
| 平成26年 | 9月 | 第1回審査会【施設の視察及び審査基準の決定】 |
| | 10月 | 第2回審査会【書類審査】
【指定管理者候補者の決定】 |
| | 12月 | 第4回区議会定例会
【指定管理者決定の報告及び指定議案提出】 |
| 平成27年 | 4月 | 指定管理者との協定締結、指定管理業務開始 |

台東区指定管理者制度運用指針【抜粋】

平成20年11月26日策定

平成22年5月11日改定

3. 指定管理者の選定方法

(1) 公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。

施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、その事業者に施設の管理運営を行わせることが最適と認められる場合

施設の管理運営にあたり、利用者との信頼関係の継続や安定的かつ継続的な事業運営、ノウハウの蓄積を特に必要とする場合

区と密接な連携を図りながら区の政策を推進するため、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体による管理運営が適切である場合

複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合

その他やむを得ない事情により、公募する暇がない場合

(3) 継続の場合の特例

(1)の規定に基づく施設において、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現指定管理者から提出させた事業計画書その他の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が施設の設置目的を最も効果的に達成できると区長が判断した場合は、現指定管理者を公募によらないで再選定することができる。

なお、この場合の再選定は、各施設について1回に限り行うことができるものとする。

(4) 複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。